

医政発 0830 第 6 号
令和 4 年 8 月 30 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

言語聴覚士法施行規則の一部を改正する省令の公布等について (通知)

言語聴覚士法施行規則の一部を改正する省令(令和 4 年厚生労働省令第 118 号)については、別添のとおり公布され、令和 4 年 8 月 30 日から施行されることとなりました。

今回の改正の趣旨、概要等は下記のとおりですので、貴職におかれては、これを御了知いただくとともに、貴管内の市町村(特別区を含む。)、保健所及び関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

記

1. 改正の趣旨

- 言語聴覚士法(平成 9 年法律第 132 号。以下「法」という。)第 33 条第 4 号においては、言語聴覚士国家試験の受験資格について、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に基づく大学(短期大学を除く。)又は旧大学令(大正 7 年勅令第 388 号)に基づく大学において厚生労働大臣の指定する科目を修めて卒業した者のほか、その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者についても受験資格を認めており、具体的には、言語聴覚士法施行規則(平成 10 年厚生省令第 74 号。以下「規則」という。)第 16 条において、職業能力開発総合大学校の長期課程において法第 33 条第 4 号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目を修めた者について、言語聴覚士国家試験の受験を認めることとしている。
- このように、言語聴覚士の受験資格が得られる養成ルートは多岐にわたっているが、近年、社会のリカレント教育推進等の言語聴覚士の養成に係る環境の変化に伴い、大学の学部を卒業せずに言語聴覚領域を専門とする大学院に入学する者や、養成所等の在籍歴から結果として言語聴覚士の養

成にあたり厚生労働大臣の指定する科目を履修済みとなり大学院に在籍している者が存在している現状を踏まえ、これらの者についても言語聴覚士国家試験の受験を認めるよう、規則第 16 条に規定する受験資格の見直しを行う。

2. 改正の概要

- 規則第 16 条に規定する受験資格者に、
 - ・ 学士の学位を有し、学校教育基本法に基づく大学院（以下「大学院」という。）において 2 年以上修業し、かつ、法第 33 条第 4 号の規定に基づき厚生労働大臣の指定した科目を修めて修了した者
 - ・ 学校教育基本法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は規則第 15 条各号に掲げる学校、文教研修施設若しくは養成所において 1 年（高等専門学校にあつては 4 年）以上修業し、かつ、法第 33 条第 3 号の規定に基づき厚生労働大臣の指定した科目を修めた者で、大学院において 2 年以上修業し、かつ、法第 33 条第 4 号の規定に基づき厚生労働大臣の指定した科目を修めて修了したものを加える。
- その他所要の改正を行う。

3. 施行期日

- 施行期日：令和 4 年 8 月 30 日

以上

○厚生労働省令第百十八号

言語聴覚士法(平成九年法律第百三十二号)第三十三条第四号の規定に基づき、言語聴覚士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年八月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

言語聴覚士法施行規則の一部を改正する省令
言語聴覚士法施行規則(平成十年厚生省令第七十四号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

(法第三十三条第四号の厚生労働省令で定める者)

第十六条 法第三十三条第四号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

改正前

(法第三十三条第四号の厚生労働省令で定める者)

第十六条 法第三十三条第四号の厚生労働省令で定める者は、職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学の長期課程(旧職業訓練法(昭和三十三年法律第百三十三号)による中央職業訓練所又は職業訓練大学の長期指導員訓練課程、職業訓練法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五十六号)による改正前の職業訓練法(昭和四十四年法律第六十四号)による職業訓練大学の長期指導員訓練課程、旧職業能力開発促進法による職業訓練大学の長期課程及び九年改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学の長期課程を含む。)において法第三十三条第四号の規定に基づき厚生労働大臣の指定した科目を修めて修了した者とする。

(新設)

一 職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学の長期課程(旧職業訓練法(昭和三十三年法律第百三十三号)による中央職業訓練所又は職業訓練大学の長期指導員訓練課程、職業訓練法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五十六号)による改正前の職業訓練法(昭和四十四年法律第六十四号)による職業訓練大学の長期指導員訓練課程、旧職業能力開発促進法による職業訓練大学の長期課程及び九年改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学の長期課程を含む。)において法第三十三条第四号の規定に基づき厚生労働大臣の指定した科目を修めて修了した者

二 学士の学位を有し、学校教育法に基づく大学院において二年以上修業し、かつ、法第三十三条第四号の規定に基づき厚生労働大臣の指定した科目を修めて修了した者

(新設)

三 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は第十五条各号に掲げる学校、文教研修施設若しくは養成所において一年（高等専門学校にあつては、四年）以上修業し、かつ、法第三十三条第三号の規定に基づき厚生労働大臣の指定した科目を修めた者で、学校教育法に基づく大学院において二年以上修業し、かつ、法第三十三条第四号の規定に基づき厚生労働大臣の指定した科目を修めて修了したもの

(新設)

（法第三十三条第五号の厚生労働省令で定める者）

（法第三十三条第五号の厚生労働省令で定める者）

第十七条 法第三十三条第五号の厚生労働省令で定める者は、学校教育法第九十一条第二項又は第百二条第一項本文の規定により、同法に基づく大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者（旧大学令（旧大学令）に基づく大学を卒業した者を除く。）とする。

第十七条 法第三十三条第五号の厚生労働省令で定める者は、学校教育法第九十一条第二項又は第百二条第一項本文の規定により、同法に基づく大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学を卒業した者を除く。）とする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。